

2023年7月20日開催：一般財団法人日本情報経済社会推進協会 [JIPDEC]
【WEBセミナー】電子帳簿保存法改正とインボイス制度開始
～企業の対応と電子化のポイント～

電子帳簿保存法とインボイス制度の 正しい対応について

～法令対応のポイントと業務デジタル化の検討について～



SKJコンサルティング合同会社
代表社員・税理士 袖山 喜久造
(SKJ総合税理士事務所 所長・税理士)

1.改正電子帳簿保存法について

改正電子帳簿保存法について

【電子帳簿保存法の対応の範囲】

根拠法	種類	保存原則	保存特例	電帳法条文	対応優先度	要対応事項
法人税法	帳簿 ※法人税法で規定	書面	データ	法4条1項 データ保存	優先度中	データ保存する場合の保存方法の検討
	決算関係書類 ※決算に際し作成	書面	データ	法4条2項 データ保存		データ保存する場合の保存方法の検討
	取引関係書類 ※自社紙発行控	書面	データ	法4条2項 データ保存		データ保存する場合の保存方法の検討
	取引関係書類 ※受領紙書類	書面	データ	法4条3項 スキャナ保存		スキャナ保存する場合の保存方法の検討
電帳法	電子取引 対象：取引先間において データで発行・受領される 取引情報 例：EDI・メール・FAX・ インターネット利用取引・ クラウド利用ほか	データ	令和3年度電 帳法改正： 書面保存廃止	法7条 データ保存	優先度高	社内の電子取引 データを法令要件 に従って保存する 検討が必要

改正電子帳簿保存法について 【令和5年度電帳法改正項目】

令和5年度電帳法改正

・・中小企業等に配慮したシステム投資等に配慮

本日説明部分

1. デジタル化を阻害しない電子取引データの保存方法の見直し
⇒電子取引データの書面による保存方法や検索要件の見直し

2. 記帳水準の向上と真実性の高い会計システムの利用促進
⇒優良電子帳簿の利用を促進させる過少申告加算税の特例適用要件の緩和

3. 国税関係書類のスキャナ保存制度の要件緩和
⇒真実性の確保を求める実効性の少ない要件を緩和

改正電子帳簿保存法について 【令和5年度電帳法改正(電子取引)】

電子帳簿等保存制度の更なる見直し

1. デジタル化を阻害しない電子取引データの保存方法の見直し ⇒電子取引データの書面による保存方法や検索要件の見直し

①システムの対応が間に合わなかった事業者等への対応

- ・現行の経過措置(令和4年度改正)は、適用期限(令和5年12月31日)で廃止。
- ・**相当の理由**によりシステム対応ができなかった事業者等について、令和3年度改正前に行われていた**出力書面による保存方法**に加え、データのダウンロードの求めに応じることができる場合、**真実性の確保及び検索機能の確保要件を不要とする。**

相当な理由とは、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないと言いがたいような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合については、この猶予措置における「相当の理由」があると認められる。(新QA抜粋)

②検索機能の確保要件の見直し

- ・売上高5千万円以下の事業者について、電子取引データのダウンロードの求めへの対応を前提として検索機能の確保要件を不要とする。
- ・電子取引データを出力書面により保存している場合、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能の確保要件は不要。

改正電子帳簿保存法について

【令和5年度電帳法改正(電子取引)】

第七条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

…出力書面による保存の宥恕は令和5年12月31日で終了・令和6年1月1日以降新たな猶予措置(出力書面と共にデータ保存が必要)

電子取引とは

取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう
(電帳法第2条第6号)

取引情報とは

取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収証、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。(電帳法第2条第6号)

☑電帳法取扱通達 7-1

★(電磁的記録により保存すべき取引情報)

7-1 法第7条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。
 - (2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。
 - (3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。
 - (4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。
- (注) いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

改正電子帳簿保存法について

【令和5年度改正後の電子取引データの保存方法のパターン】

保存方法	対象事業者	相当な理由(※) 有無	出力書面の保存 (整理保存原則)	ダウンロード の求め対応	検索機能の 確保要件	その他要件 (措置・見読)
1	全ての事業者	有	有	要	不要	不要
2	売上高基準 5千万円以下	無	無	要	不要	要
3	全ての事業者	無	有	要	不要	要
4	全ての事業者	無	無	要	一部要 (3項目)	要
5	全ての事業者	無	無	不要	要 (3項目・日付金額 範囲指定・2項目 以上組み合わせ)	要

※相当な理由があり電子取引データを出力書面で保存する場合には、「整然とした形式で明瞭な状態」で書面に出力し、調査官の求めに応じて提示や提出ができるように保存することが必要

※相当な理由とは、・システム導入が間に合わない・予算確保ができない・検討要員が確保できないなどが該当し、理由が解消した場合は2～5の対応が必要

改正電子帳簿保存法について

【令和5年度電帳法改正(電子取引)】

保存対象となる電子取引データ

送信データ

受信データ

①保存場所

納税地

納税地で保存データが出力できれば可
…クラウドでもOK

②保存期間

7年間

・法定申告期限の翌日から起算
・欠損事業年度の場合は10年保存

③真実性 確保要件 (措置)

以下のイ～ニのいずれかの措置を行うこと（電子取引の授受方法ごとに選択する）

イ 送信者側でタイムスタンプ付与・送受信者は検証機能

ロ データの授受後67日以内にタイムスタンプを付与・検証機能

ハ 訂正削除不可(又は訂正削除履歴保存)システムでデータを授受及び保存すること

ニ 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用すること

④可読性 確保要件

関係書類の備付け:システムの概要・操作マニュアル等を備え付け

見読性の確保:整然とした形式で明瞭な状態で出力・出力機器等の備付け

検索機能の確保:【検索項目】取引年月日その他の日付・取引金額・取引先名称
【検索方法】日付・金額情報の範囲指定・2以上の項目による条件設定・検索結果表示(ダウンロード(DL)の求めに応じる場合を除く)

※基準期間の売上5千万円以下の場合には検索要件はDLの求めに応ずるのみ

保存方法

5

1

データ

書面&
データ
(相当理由有)

○

○

○

○

○

—

○

—

○

—

○

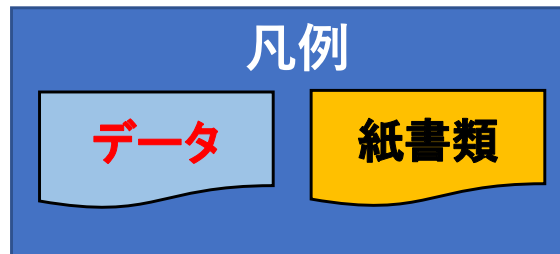
DL

※基準期間とは、判定期間の2事業年度前の事業年度を指す。

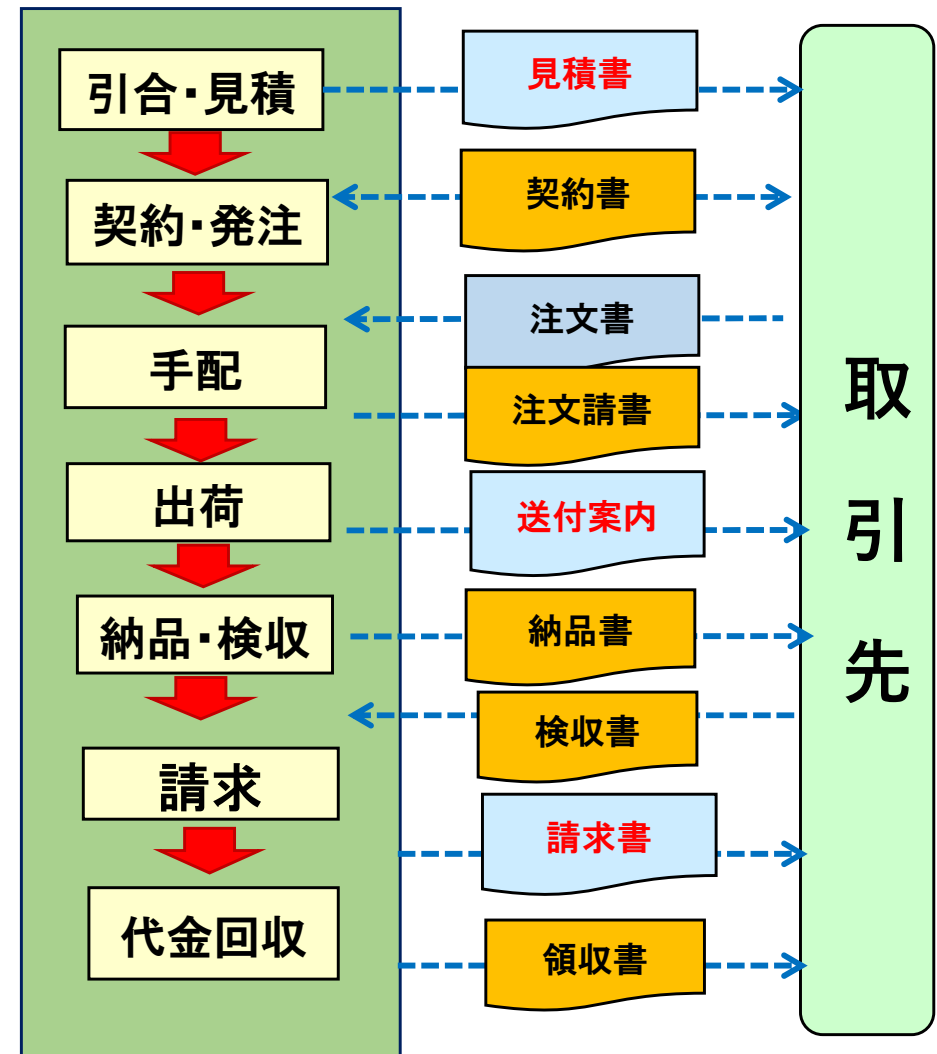
改正電子帳簿保存法について

【社内電子取引の調査と保存方法の検討】

業務のどの段階でどのような書類の発行・受領がどのように行われているかを調査する



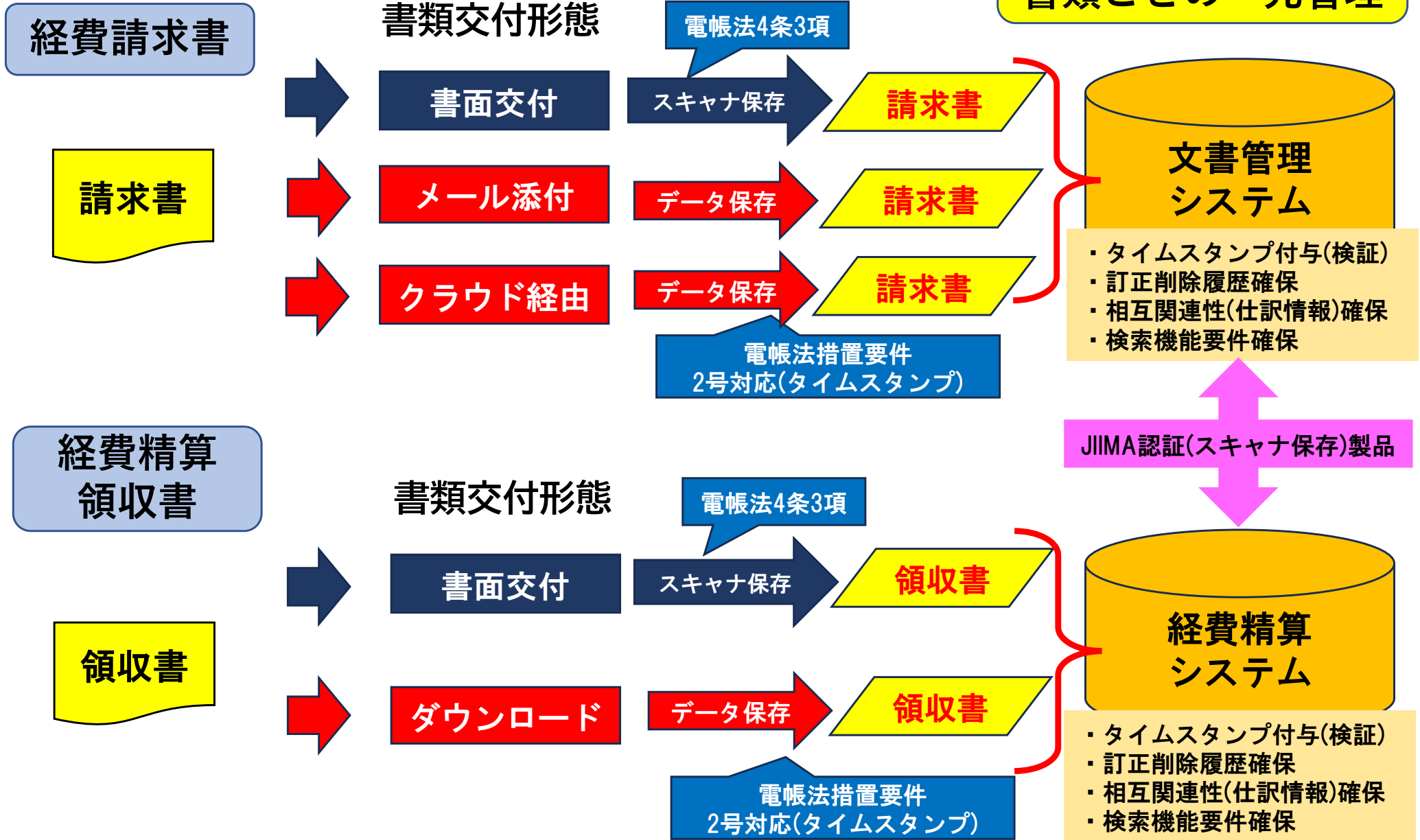
種類	紙書類	データ	種別
見積書		○	メール
契約書	○		
注文書		○	クラウドサービス名
注文請書	○		
送付案内		○	メール
納品書	○		
検収書	○		
請求書		○	クラウドサービス名
領収書	○		



改正電子帳簿保存法について

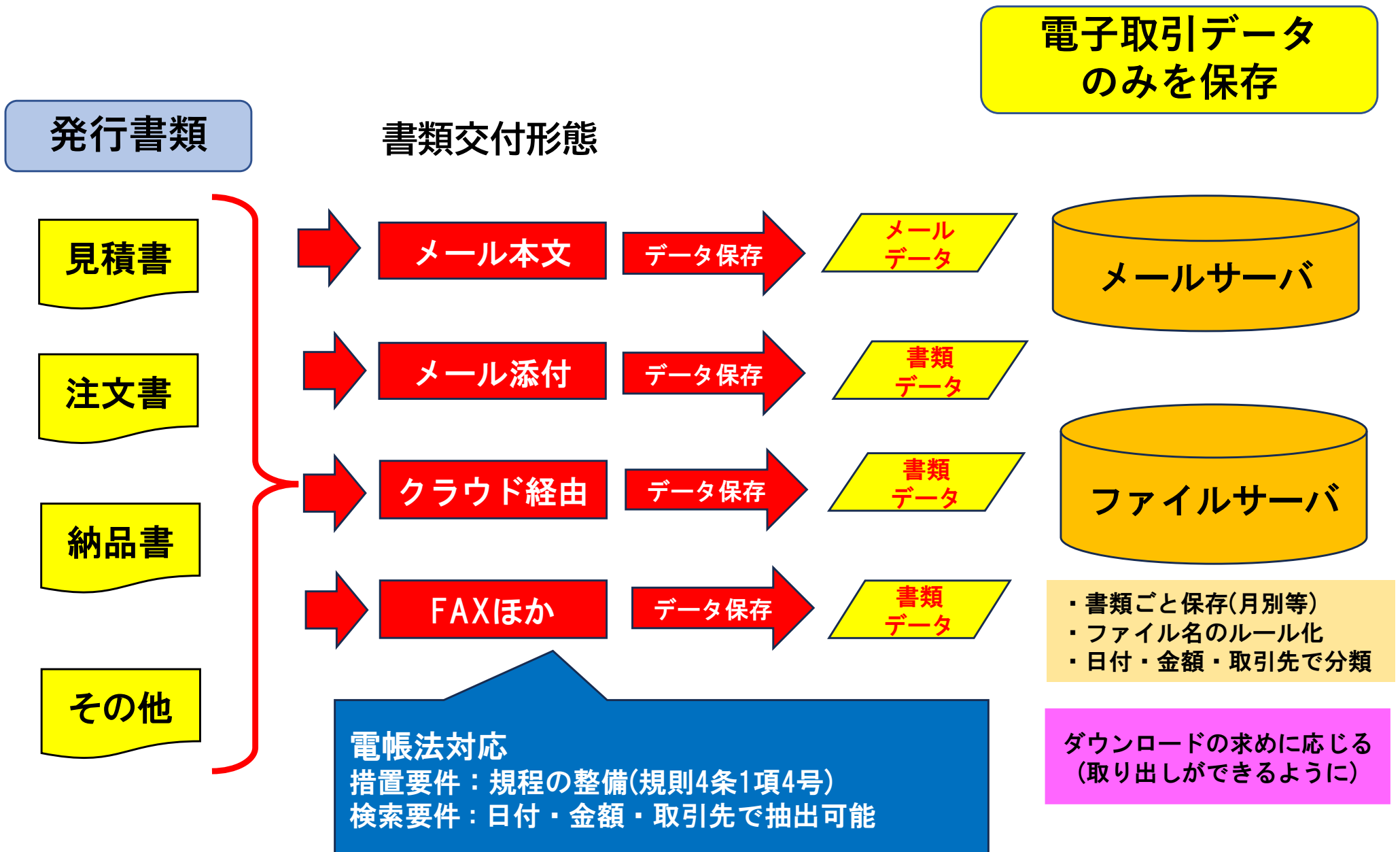
【電子取引データの保存方法の検討】

重要な書類の場合の
書類ごとの一元管理



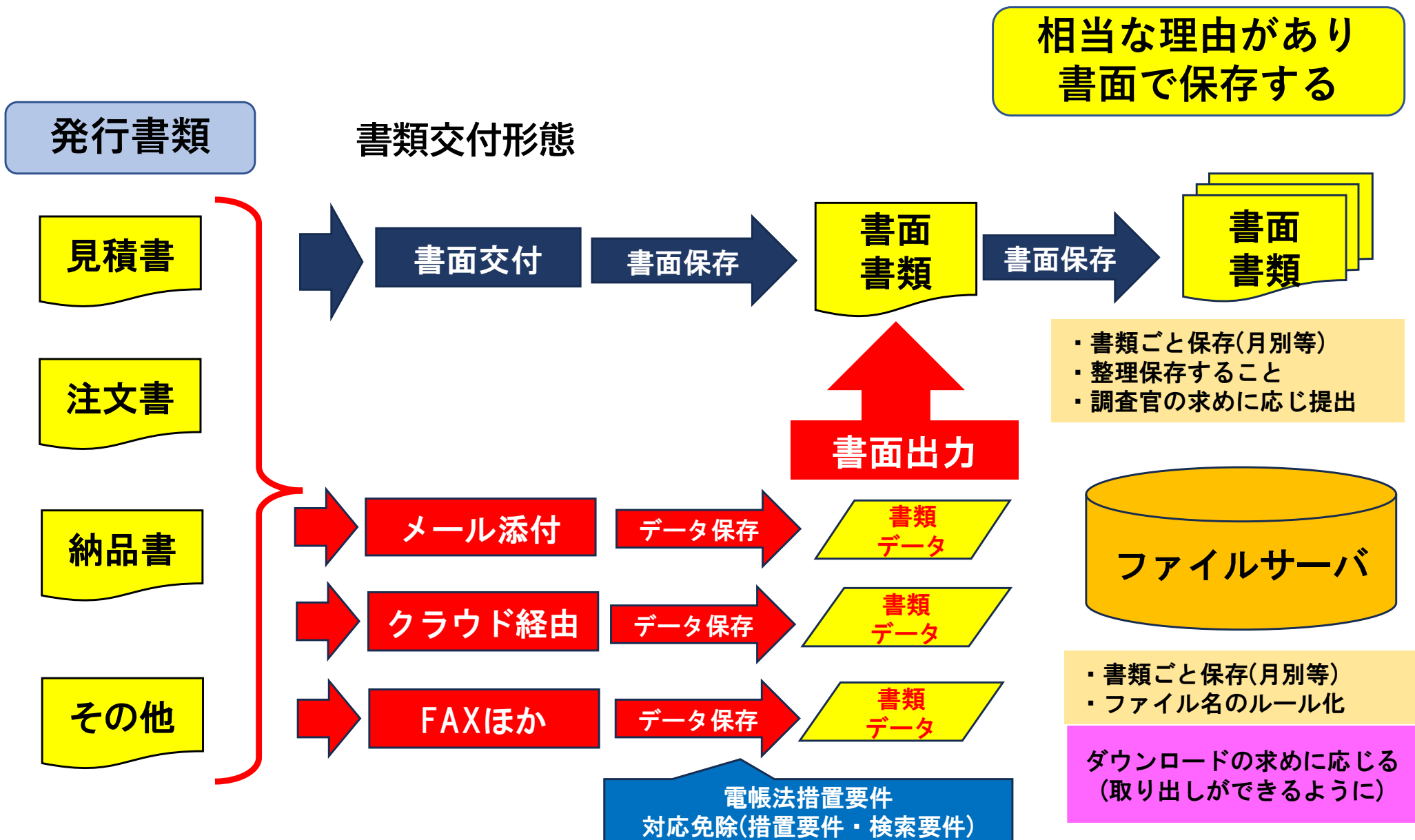
改正電子帳簿保存法について

【電子取引データの保存方法の検討】



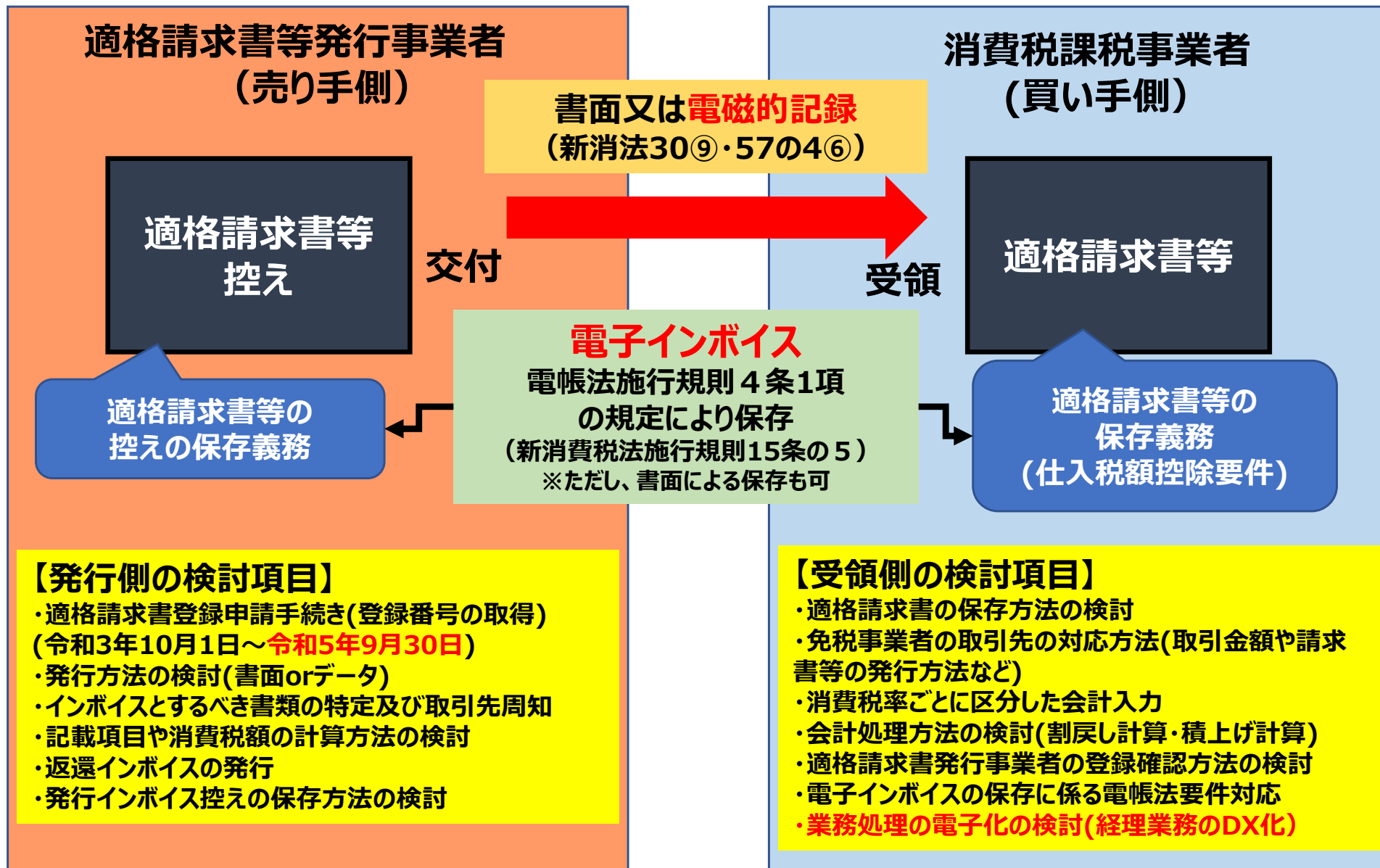
改正電子帳簿保存法について

【電子取引データの保存方法の検討】



3. インボイス制度のデジタル対応

インボイス制度のデジタル対応 【適格請求書の発行側・受領側の検討】



インボイス制度のデジタル対応 【電子インボイス導入のメリット】

発行側のメリット

・請求書等発行の確実性・効率化が図れる

書面による請求書等の発行の工数とデータ発行による工数の比較分析を行う

・確実な請求書等発行が可能となる

書面請求書等を1件ごとに作成・出力した場合の差し戻し、送り間違いなどの防止

・テレワークにも対応可能

押印や書面出力を要さないため、自宅でも発行業務可能

・デジタルインボイス(JP PINT)により入金消込の自動化も可能

ペポル対応システムを利用した場合のデジタルデータ活用が可能となる

受領側のメリット

・請求書等の処理業務の効率化・適正化が図れる

データ処理により、入力業務の効率化や適正化が図れる

・請求書等のデータ保存が容易となる

受領データを保存することで書面請求書の入力業務は不要

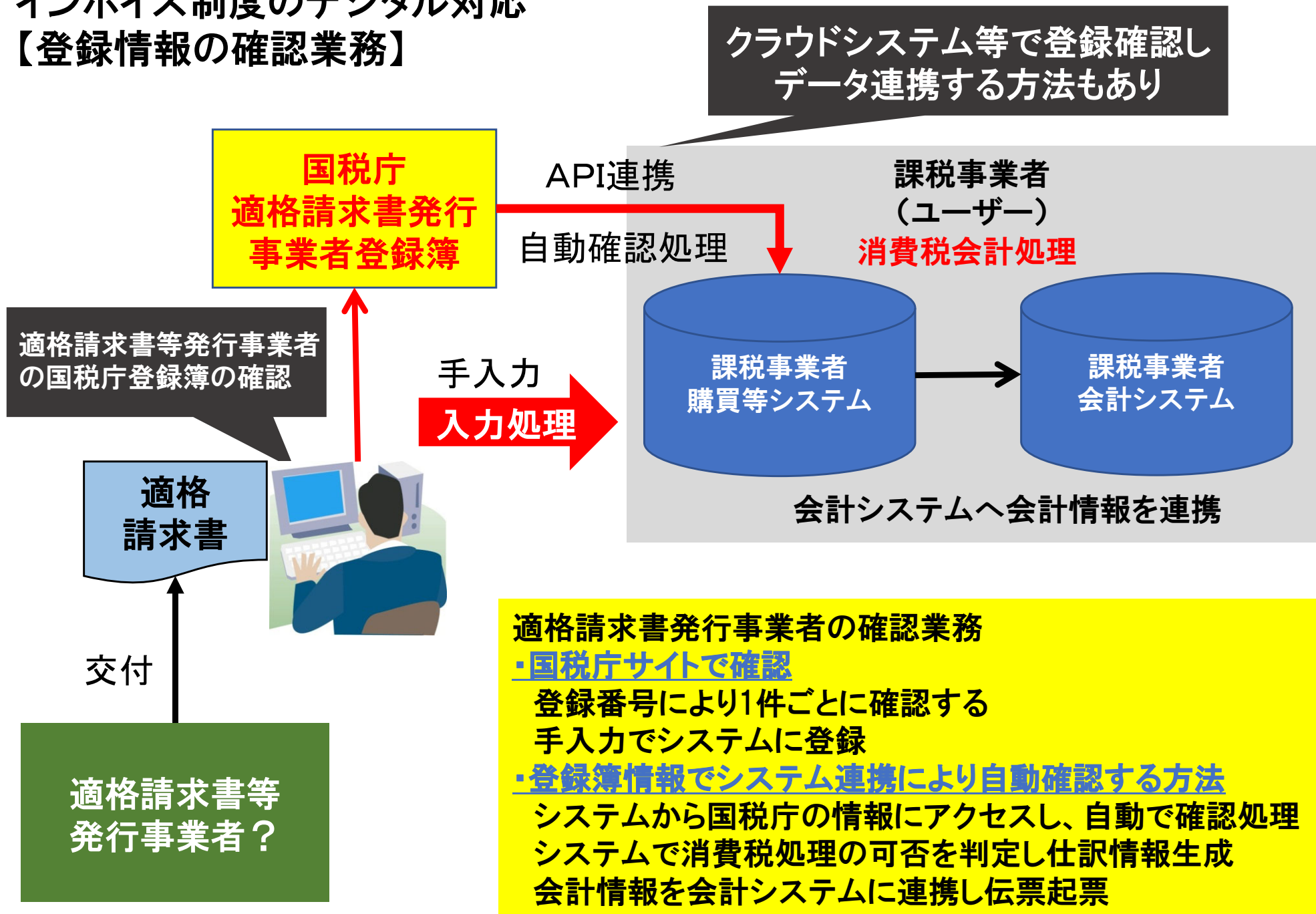
・テレワークにも対応可能

自宅等でも請求書等を受領し処理業務が可能となる

・デジタルインボイス(JP PINT)により仕訳入力業務や振込業務が自動化

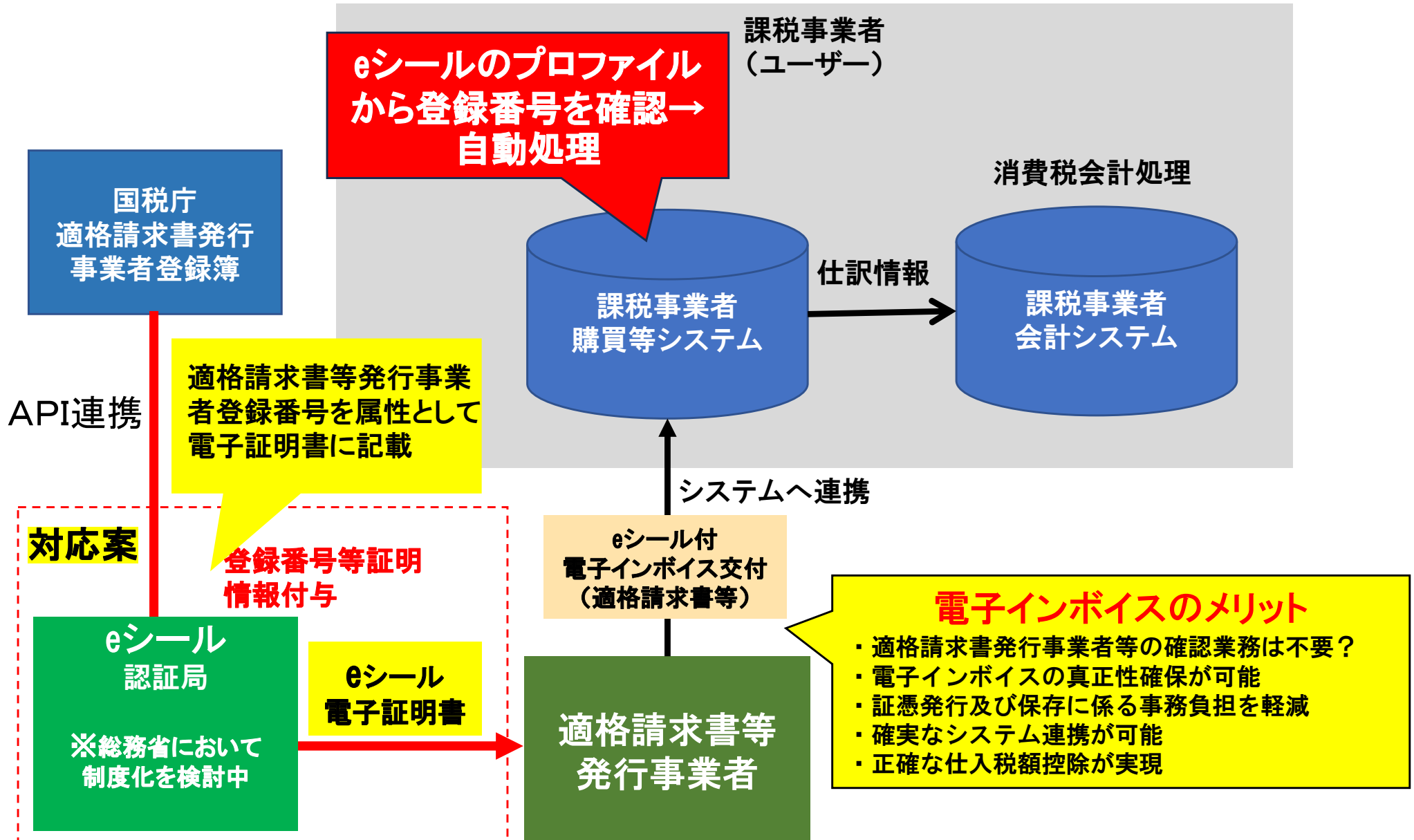
ペポル対応システムを利用した場合のデジタルデータ活用が可能となる

インボイス制度のデジタル対応 【登録情報の確認業務】

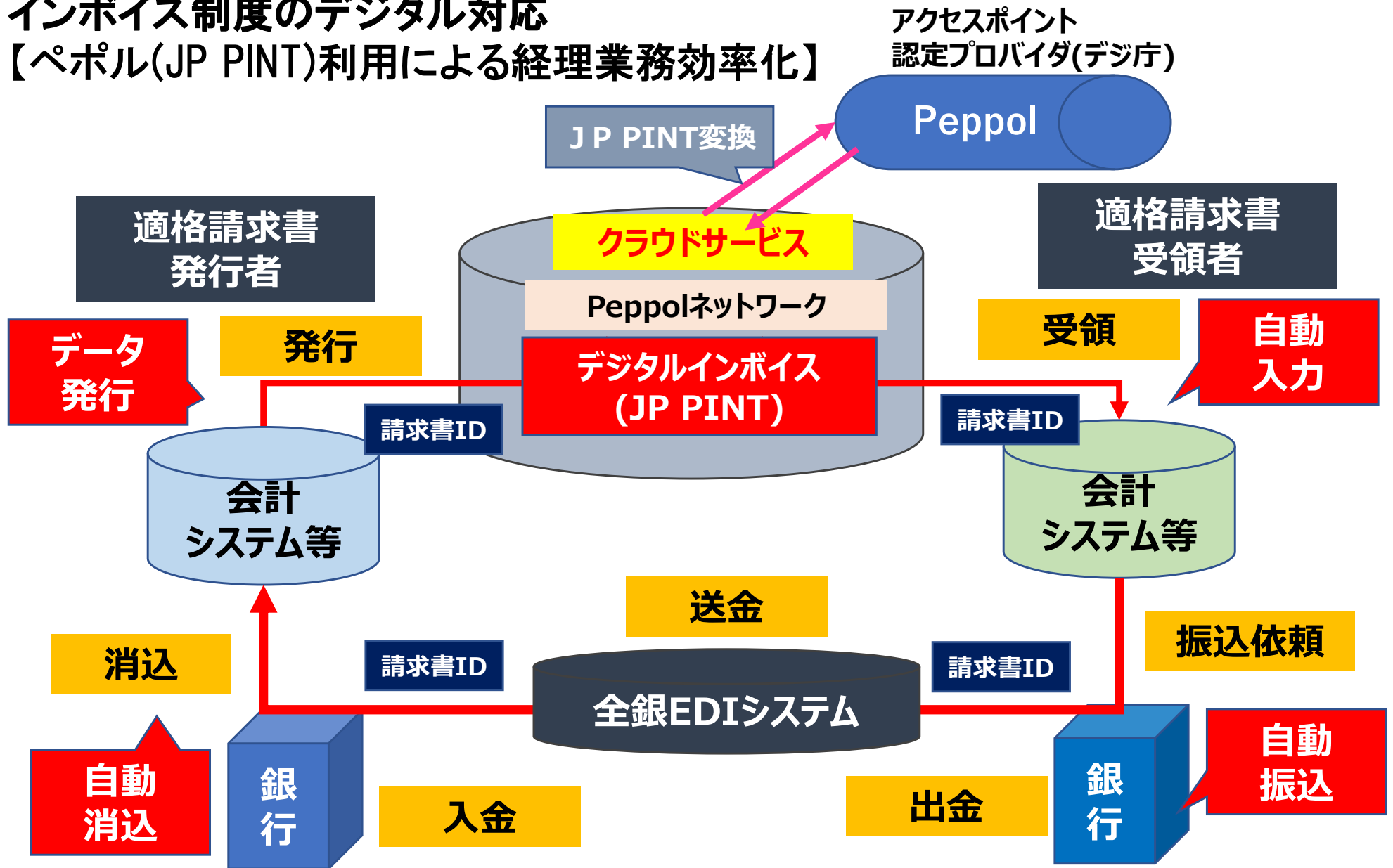


インボイス制度のデジタル対応 【eシール(日本版)を活用した提案】

eシール: 組織を証明する電子証明書
現在総務省で制度構築中
民間認証局でサービス内容を今後検討



インボイス制度のデジタル対応 【ペポル(JP PINT)利用による経理業務効率化】



- ・Peppol形式の請求書は登録番号が付され、受領側の請求書入力が自動化
- ・発行請求書ごとにIDが付されるため、どの請求に係る入金かが明確化し自動消込

3. 業務DX対応のポイント

業務DX対応のポイント

【電帳法改正後の電子化の検討ポイント】

1. インボイス制度・電帳法の法令対応

消費税法の規定に従ったインボイスの発行や受領後の保存や処理方法の検討
電子帳簿保存法の規定に従った電子化が必要
法令要件を満たしたシステム等の利用や運用ができているか



2. 経理業務のDX化による業務効率向上

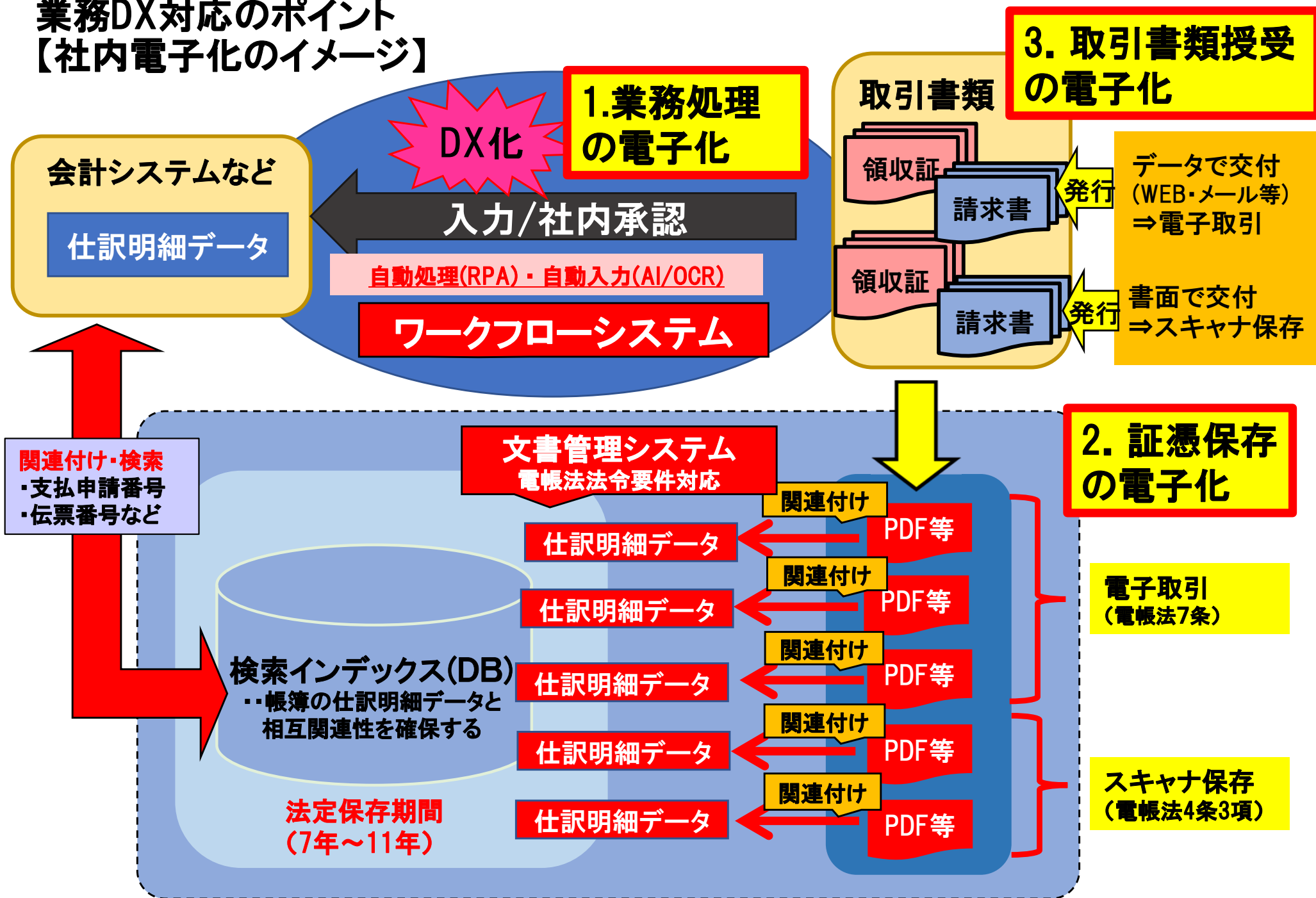
電子化により経理業務等の業務効率化が図られているか？
DX(デジタルトランスフォーメーション)によりデータ活用ができているか？



3. ガバナンスが強化される業務プロセス構築

電子化による業務プロセスを見直した後、内部統制が強化されたか？
不正防止の観点からのデータによる検討が行えるか？

業務DX対応のポイント 【社内電子化のイメージ】

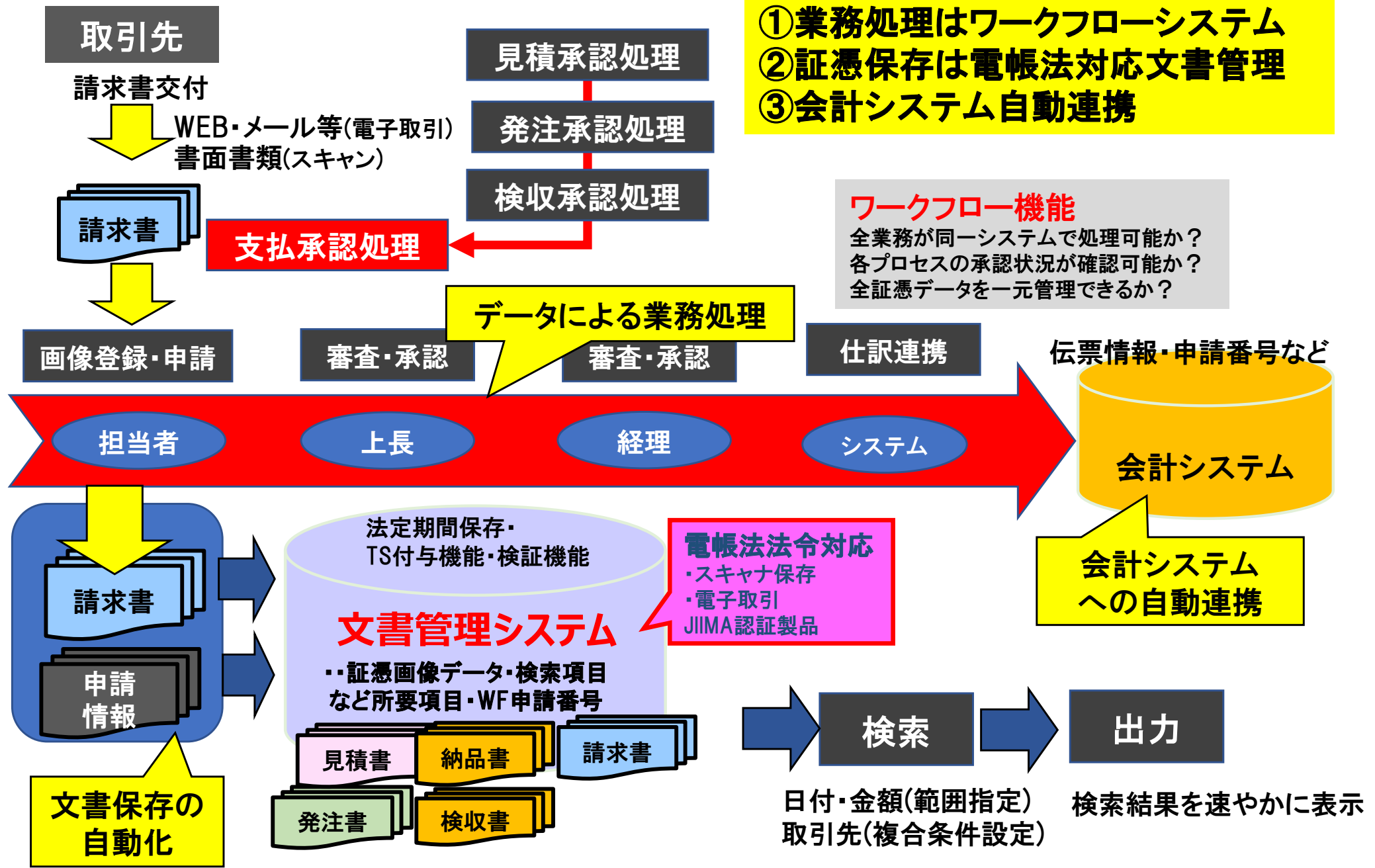


業務DX対応のポイント

【業務DX化の検討】

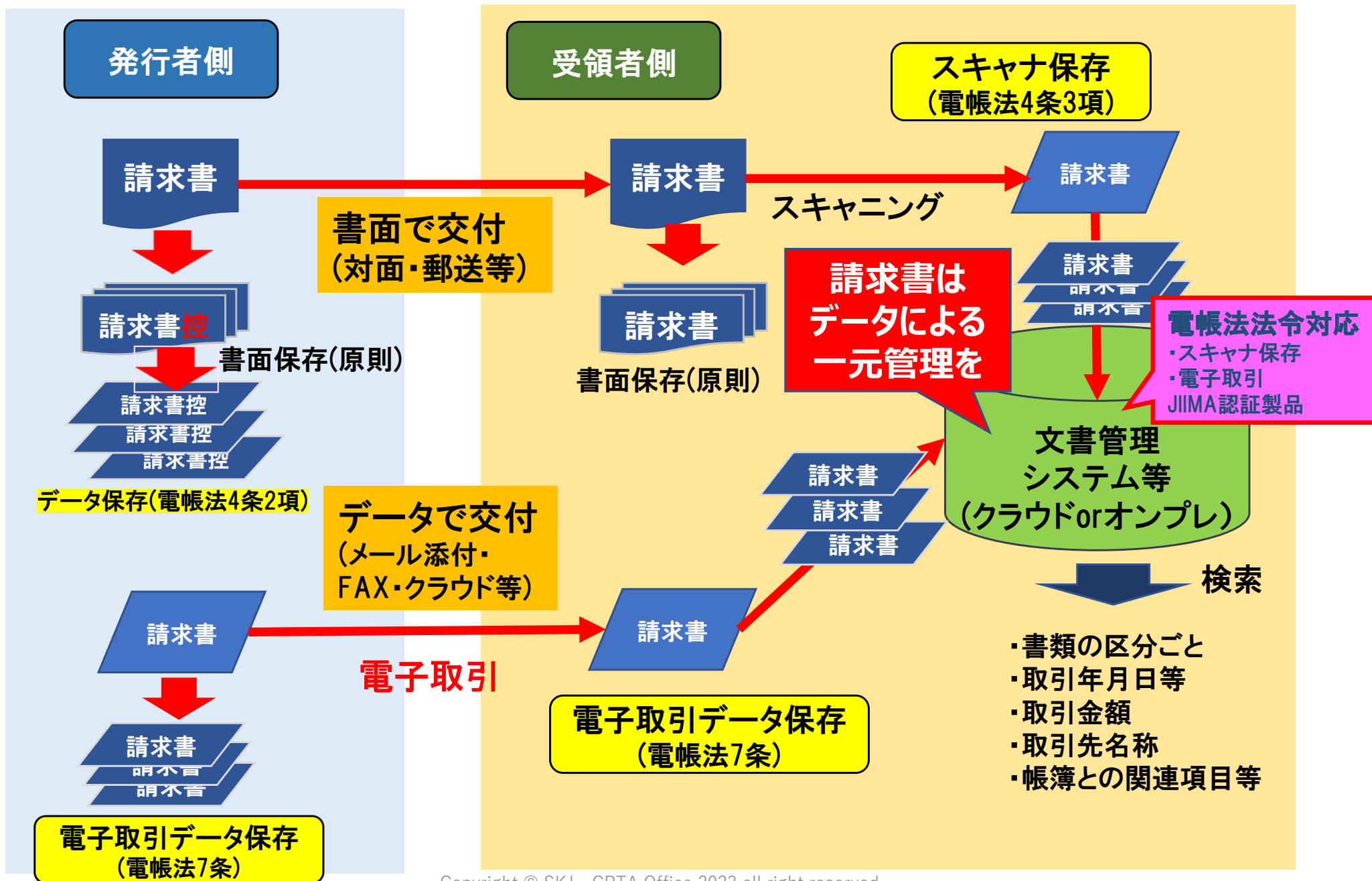
DX化のポイント

- ①業務処理はワークフローシステム
- ②証憑保存は電帳法対応文書管理
- ③会計システム自動連携



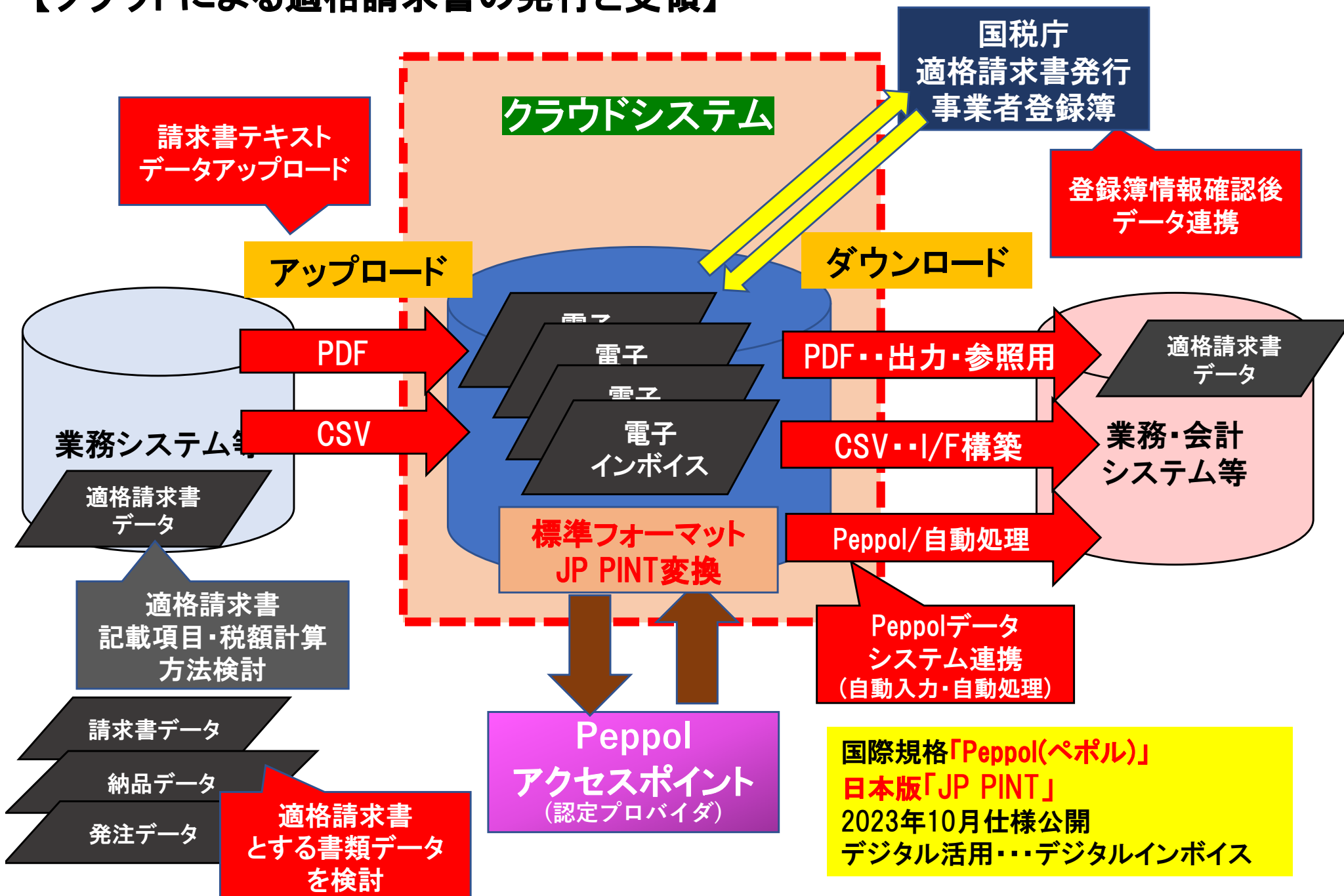
業務DX対応のポイント

【取引書類のデータによる一元管理】



業務DX対応のポイント

【クラウドによる適格請求書の発行と受領】



ご清聴ありがとうございました



電子帳簿保存法対応「電子化実践マニュアル」
令和4年6月20日出版
税務研究会出版局



電子インボイス 業務デジタル化のポイント
令和5年4月25日販売開始
税務研究会出版局



SKJコンサルティング合同会社

代表社員 袖山 喜久造・十文字俊郎

SKJ総合税理士事務所

所長・税理士 袖山 喜久造

税理士 龍 真一郎 税理士 坂本 真一郎

千代田区神田須田町1-2-1カルフル神田ビル8階

☎03-3525-4688(代表)

HP: <http://tax-wave.com/>

Copyright © SKJ CPTA Office 2023 all right reserved